

岐阜労働局発表

平成18年11月16日

岐阜労働局労働基準部賃金室
賃金室長 小川光彦
賃金指導官 上野弘治
電話 058-245-8104

岐阜県産業別最低賃金（4業種）を改正

～12月17日から改正発効～

1 岐阜労働局（松本守局長）は、岐阜県内の紡績業など4業種の労働者に適用される「産業別最低賃金」を改正し、4円から6円引き上げる旨の決定を行った。これは、岐阜地方最低賃金審議会（廣瀬英雄会長）に本年8月7日、諮問を行い、その答申を受けて決定したものであり、いずれも本年12月17日から効力が発生する。

2 岐阜県で適用される最低賃金の改正状況（別紙参照）

（1）産業別最低賃金

今回の改正は、

- ①「紡績業最低賃金」は時間額694円（4円引き上げ）、
- ②「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」は時間額747円（5円引き上げ）、
- ③「自動車・同附属品製造業」は時間額785円（6円引き上げ）、
- ④「航空機・同附属品製造業」は時間額840円（5円引き上げ）

とするもので、改正の効力発生日は、いずれも平成18年12月17日である。

なお、「陶磁器・同関連製品、耐火物製造業最低賃金」については、改正が行われなかった。

産業別最低賃金（5業種）の適用を受ける労働者数は約6万人である。

（2）岐阜県最低賃金

岐阜県内のすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」については、本年10月1日から時間額675円（今年度4円引き上げ）に改正されている。

岐阜県最低賃金の適用を受ける労働者数（産業別最低賃金の適用を受ける労働者を除く。）は約72万6千人である。

1 岐阜県最低賃金

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
671円	4円	675円	平成18年10月1日

2 産業別最低賃金

(1) 紡績業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
690円	4円	694円	平成18年12月17日

(2) 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
742円	5円	747円	平成18年12月17日

(3) 自動車・同附属品製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
779円	6円	785円	平成18年12月17日

(4) 航空機・同附属品製造業

改正前(時間額)	引上額(時間額)	改正後(時間額)	効力発生日
835円	5円	840円	平成18年12月17日

(5) 陶磁器・同関連製品、耐火物製造業

改正前	引上額	改正後	効力発生日
日額 5,708円	—	—	平成10年12月25日
時間額 714円	—	—	平成10年12月25日

※ 産業別最低賃金が適用される事業で働く18歳未満又は65歳以上の者及び一定の軽易業務に従事する者は、産業別最低賃金の適用が除外され、岐阜県最低賃金が適用される。